

高知県水産業デジタル化等推進事業審査委員会審査要領

第1 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された補助事業計画書に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、補助事業計画書の説明と質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての補助申請者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、予算の範囲内で、得点の高い者から順に補助事業者とします（総合点数の60%以上を獲得していることを要します）。
- (4) 審査の結果、同点の者がある場合は、審査委員会での協議によって順位を決定します。

第2 審査の項目及び点数

総合点数は500点（審査委員1人当たり100点×5名）とし、審査項目と審査項目ごとの審査委員1人当たりの配点は次のとおりです。評価基準等について、別紙「審査基準」を参照してください。

- (1) 補助事業計画の妥当性（30点）
- (2) 課題解決策の妥当性と効果（25点）
- (3) 実施体制（10点）
- (4) 人材確保・育成（15点）
- (5) 経費（15点）
- (6) 加点項目（5点）

(別紙)

〈審査基準〉

1 評価

(1) 各審査委員は、2の評価基準により、各審査項目ごとに5段階評価を行う。

特に優れている(5点) やや優れている(4点) 標準(3点) やや劣っている(2点) 劣っている(1点)

(2) 各審査委員の評価に対する得点は、上記(1)の評価点に2の各審査項目ごとに設定された係数を乗じた得点とする。

2 評価基準

審査項目 (配点)		係 数	配 点	審査の視点
1	補助事業計画 の妥当性	6	30	○業務の効率化などの生産性の向上に資する取組に、より高い効果が見込める計画となっているか ○若者や女性の新規就業・定着の増加につながる働きやすい雇用型漁業への転換が見込まれる計画となっているか ○自社の課題を的確に捉え、論理的に説明できているか ○企業の規模感を踏まえ、十分に実現可能性のある計画となっているか ○他事業者への波及効果が期待できるか
2	課題解決策の 妥当性と効果	5	25	○課題に対して合理的な解決手法となっているか ○十分な効果が認められる計画となっているか ○将来的な環境変化への柔軟な対応が考慮されているか(クラウドサービス等の活用やエンドユーザが簡易に設定変更できるシステム等)
3	実施体制	2	10	○補助事業の実施スケジュールは妥当なものとなっているか ○補助事業の規模に応じた十分な実施体制が構築されているか
4	人材確保・ 育成	3	15	○デジタル化・省力化を進めるための人材確保・育成を図る計画となっているか
5	経費	3	15	○解決策に対して適切な経費が見積もられているか
6	加点項目	—	5	○下記の認証又は認定を受けている事業者(5点) ○下記の認証又は認定を申請中の事業者(3点) ・高知県 WLB(ワーク・ライフ・バランス) 認証のうち「次世代育成支援部門」、「年次有給休暇の取得促進部門」又は「女性活躍の促進部門」の認証 ・厚生労働大臣認定「くるみん認定※1」又は「えるぼし認定※2」 ※1 プラチナくるみん認定、トライくるみん認定を含む。 ※2 プラチナえるぼし認定